

中学校運動部指定強化事業補助金交付要綱

滋賀県中学校体育連盟

1 交付目的

この補助金は、国民体育大会や全国中学校体育大会等の全国大会において、優秀な成績を上げるため、特に高い競技力を有する中学校運動部や将来全国大会での入賞が期待できる中学校運動部を指定し、本県ジュニアの一層の競技力向上に寄与することを目的とする。

2 事業内容

当初の目的を達成するために、本事業で指定された中学校運動部が実施する強化事業を対象に補助を行う。

3 補助金の額

- (1) 競技力向上対策本部「中学校運動部指定強化事業補助金」の予算内で補助する。
- (2) 補助額は、1運動部10万円とする。

4 補助金対象期間

4月1日から翌年2月28日までに実施された事業を対象とする。
補助期間については、やむを得ない事情のある場合は別途協議する。

5 関係書類に係る留意事項

- (1) 補助金交付事業であり、事業経費は補助金を上回ること
- (2) 事業計画書および申請書
指定された期日までに「申請書」「事業計画書」「収支予算書」を提出すること
(申請書の日付は、4月1日とすること)
- (3) 会計の処理
本事業の会計担当は、計画書・報告書に記載される「会計担当」および代表顧問とする。
補助金の振り込み先は、「各中学校振り込み口座」とする。
- (4) 実績報告書
指定された学校(運動部)は、事業終了後速やかに(30日以内)「実績報告書」等を提出すること。ただし、2月実施の事業については、2月28日までとする。
- (5) その他
「中学校運動部指定強化事業補助金の申請・報告について」に従うこと。

6 補助金対象経費

平成30年4月1日確認

科 目		補助対象経費等の額および制限
選 手 ・ 顧 問	交通費	県外合宿・練習 一人往復30,000円上限とし実費 （「旅費算出明細書」を提出） ・「学校」から「目的地」を算出する ・学生・団体割引額を基準とする ・特急を利用した場合は「自由席」の金額とする。
		県内合宿・練習 実費（「旅費算出明細書」を提出） ・「学校」から「目的地」を算出する ・学生・団体割引額を基準とする
	宿泊費	民間施設利用 1泊2食付き 9,800円上限とし実費 1泊素泊まり 7,600円上限とし実費
		公共施設利用 (セミナーハウス等) 実費（会館使用料・布団代等）
		素泊まり施設利用の 別途食費 2,200円上限とする ＊（「宿泊証明書」「布団代領収書」等の）宿泊を証明 するものを提出すれば食費領収書は不要 ＊ 昼食費・補食費は対象外
	講師	交通費
宿泊費		実費
報償費（謝金）		1日あたり10,000円上限（滋賀県教職員は対象外） ※ 帯同トレーナーについては要協議
会場借料・損料		実費
他	消耗品購入費	補助金額の50%程度を目安とする。
	備品購入費	対象外